

八王子市高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ出しをすることが困難なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障害者及び障害者のみの世帯等（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）に対し、「声掛け」を行いながらごみ等を戸別収集する事業（以下「ふれあい収集事業」という。）を実施することにより、在宅での生活が維持できるよう支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 ふれあい収集事業を利用できる者は、市内に居住する次のいずれかに該当するひとり暮らし高齢者等のうち、指定された場所に自らごみを排出することが困難で、他に協力を得ることができないと認められる者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき要介護1から5と認定された者又は要介護1から5と認定された者のみで構成されている世帯
- (2) 身体障害者手帳1、2級の手帳を交付されたひとり暮らしの障害者又は身体障害者手帳1、2級の手帳を交付された障害者のみで構成されている世帯
- (3) その他市長が必要と認めた者

(収集するごみ等)

第3条 収集するごみ等の種類は可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物とする。

(申請)

第4条 ふれあい収集事業を利用しようとする者は、八王子市高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書の提出は、ひとり暮らし高齢者等の親族又はひとり暮らし高齢者等を介護する者等が行うことができるものとする。

(調査及び決定等)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、八王子市高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業利用申請確認票（様式第2号）により、必要な調査を行い、利用の可否を決定し、八王子市高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集事業決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(収集)

第6条 ごみ等の収集日及び収集品目は、ふれあい収集事業の実施決定を受けたひとり暮らし高齢者等（以下「利用者」という。）と協議の上、決定する。

- 2 ごみ等の排出場所は、原則利用者の玄関先とする。

(変更、中止等の連絡)

第7条 利用者は、申請内容に変更があるとき、一時的に利用を停止しようとするとき、一時停止している利用を再開したいとき、又は対象者としての要件を失い中止するときは、電話等で市に連絡するものとする。

(声掛け等)

第8条 利用者の申請により、収集時に「声掛け」を行う。

2 「声掛け」に対する返事がない、又はごみが連続して出ていないとき等には状況を確認をする。確認が取れないなど場合によっては申し出があった緊急連絡先に連絡する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年(2019年)5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。